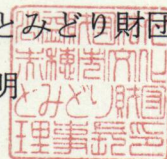


平成31年4月30日

赤穂市教育委員会 様

公益財団法人赤穂市文化とみどり財団

理事長 豆田 正明



平成30年度 赤穂市立歴史博物館の事業報告について

赤穂市立歴史博物館指定管理者管理運営基準に基づき、平成30年度管理委託に係る事業について別紙のとおり報告いたします。



歴史博物館(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

開館日数 311日

常 設 展				企 画 展			合 計		
区 分	入館料(円)	入館人員(人)	入館料収入(円)	入館料(円)	入館人員(人)	入館料収入(円)	入館人員(人)	入館料収入(円)	
個 人	大 人 200	11,411	2,282,200	大 人 200	3,306	661,200	14,717	2,943,400	
	小中学生 100	585	58,500	小中学生 100	126	12,600	711	71,100	
団 体	30人以上	大 人 160	3,430	548,800	大 人 160	851	136,160	4,281	684,960
		小中学生 80	199	15,920	小中学生 80	27	2,160	226	18,080
100人以上	大 人 120	100	12,000	大 人 120			100	12,000	
	小中学生 60			小中学生 60					
減	個人 50%	大 人 100	602	60,200	大 人 100	162	16,200	764	76,400
		小中学生 50	18	900	小中学生 50	4	200	22	1,100
免	団 体 30人以上50%	大 人 80			大 人 80				
		小中学生 40			小中学生 40				
100人以上50%	大 人 60			大 人 60					
	小中学生 30			小中学生 30					
100%	大 人	1,803		大 人	807		2,610		
	小中学生	642		小中学生	193		835		
特別利用券利用者	大 人	38		大 人	71		109		
	小中学生			小中学生					
赤穂観光パスポート	通りゃんせ	113	(@120×164) 19,680	通りゃんせ	32		145	19,680	
合 計	大 人	17,497	2,922,880	大 人	5,229	813,560	22,726	3,736,440	
	小中学生	1,444	75,320	小中学生	350	14,960	1,794	90,280	
	計	18,941	2,998,200	計	5,579	828,520	24,520	3,826,720	

(赤穂観光パスポートの入館料収入は、常設展にまとめて計上した。)

特別展、企画展等の事業報告

歴史博物館

企画展

期 間 平成30年11月10日(土)～平成31年1月15日(火)
名 称 「第4回新収蔵資料」展
内 容 平成15年度以降に館蔵となり、常設展示・特別展示でまだ展
示されたことのない未公開資料60件・148点を展示
入館者数 5,579人

常設展展示替

平成30年7月25日(水)
「忠臣蔵のすごろく」
江戸時代後期から大正時代にかけて出版された忠臣蔵の双六
16点を展示

平成31年1月30日(水)
「初公開の忠臣蔵浮世絵」
近年購入・寄贈により館蔵となった未公開の忠臣蔵の浮世絵
46点を展示

文化図書等の発行事業

ミュージアムグッズの製作

製作月	グッズ名	製作	備考
平成30年5月	忠臣蔵扇子 「九段目 山科閑居の場」 (新規)	400本	歴史博物館

赤穂市立歴史博物館の管理運営に関する業務の収支決算書
(平成30年度分)

(単位:円)

収 入

項 目	予 算	決 算	差 引	内 訳
歴史博物館管理収入	19,470,000	18,806,195	663,805	歴史博物館管理収入
施設利用料収入	4,350,000	3,826,720	523,280	施設利用料収入
合 計	23,820,000	22,632,915	1,187,085	

支 出

項 目	予 算	決 算	差 引	内 訳
人件費				
給料手当支出	6,526,000	6,386,475	139,525	職員給 2人、諸手当
臨時雇賃金支出	2,021,000	1,873,323	147,677	臨時職員賃金1人分
福利厚生費支出	2,394,000	2,173,854	220,146	共済費、社会保険料外
小 計	10,941,000	10,433,652	507,348	
物件費				
旅費交通費支出	210,000	101,680	108,320	旅費
消耗品費支出	740,000	721,594	18,406	施設管理用消耗品外
燃料費支出	42,000	33,706	8,294	ガソリン代外
会議費支出	5,000	2,960	2,040	来客賄
印刷製本費支出	491,640	491,640	0	企画展ポスター、チラシ印刷外
光熱水費支出	3,646,360	3,328,535	317,825	電気代外
修繕費支出	633,000	632,356	644	自動ドア修繕外
通信運搬費支出	335,000	311,292	23,708	電話料外
保険料支出	99,000	73,200	25,800	自動車損害保険料外
広告料支出	78,000	67,800	10,200	企画展広告掲載料
手数料支出	305,000	300,000	5,000	
委託料支出	5,074,000	4,995,619	78,381	清掃管理業務委託 1,215,972 展示業務委託 536,976 建物管理業務委託外 3,242,671
使用料賃借料支出	1,070,000	1,031,729	38,271	企画展展示ケース賃借料外
原材料費支出	20,000	0	20,000	
消耗什器備品費支出	80,000	79,920	80	施設備品
負担金支出	17,000	16,064	936	県博物館協会負担金外
租税公課支出	9,000	8,200	800	自動車重量税
雑費支出	24,000	2,968	21,032	諸雑費
小 計	12,879,000	12,199,263	679,737	
合 計	23,820,000	22,632,915	1,187,085	

赤穂市立歴史博物館指定管理者自主事業収支決算書
(平成30年度分)

(単位:円)

収入

項目	予 算	決 算	差 引	内 訳
図書発行等事業収入	417,000	381,100	35,900	図書頒布収入
合 計	417,000	381,100	35,900	

支出

項目	予 算	決 算	差 引	内 訳
図書発行等事業費				
消耗品費支出	10,000	9,310	690	包装用消耗品
印刷製本費支出	337,000	336,960	40	忠臣蔵扇子
通信運搬費支出	4,000	0	4,000	
手数料支出	66,000	34,830	31,170	図書等販売手数料
合 計	417,000	381,100	35,900	

平成 30 年度 指定管理者管理運営事業評価シート

1 評価対象施設

公の施設の名称		赤穂市立歴史博物館			
所在地		赤穂市上仮屋916番地1			
指定管理者	団体名	(公財)赤穂市文化とみどり財団	指定期間	開始日	平成30年4月1日
	所在地	赤穂市中広864番地		終了日	平成33年3月31日
選定方法		公 募 ・ (非公募)		評価実施年	指定期間3年のうち1年目
施設設置目的		郷土の歴史に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示等を行い、市民の教養の向上、文化の発展に資するため歴史博物館を設置する。			
主な実施事業		(1) 実物、複製、模写、模型、図書、フィルム等の資料を収集し、保管し、及び展示すること。 (2) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。 (3) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。 (4) 講演会、講習会、展覧会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。 (5) 他の博物館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標	単位	目標	H30	目標	H31	目標	H32
a 入館者数	人	29,000	24,520	29,000		29,000	
b 利用率	%	100	84.6	100		100	
c							
d							
e							

3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		平成30年度決算	平成31年度予算	平成32年度予算
収入計	A	23,014,015	27,184,000	25,998,000
指定管理料		18,806,195	21,160,000	19,470,000
利用料収入	C	3,826,720	5,000,000	5,018,000
自主事業収入		381,100	1,024,000	1,510,000
その他				
支出計	B	23,014,015	27,184,000	25,998,000
事業費		22,632,915	26,160,000	24,488,000
内、人件費	D	10,433,652	11,282,000	11,191,000
内、再委託料	E	4,995,619	7,100,000	5,142,000
自主事業費		381,100	1,024,000	1,510,000
事業収入	A-B	0	0	0
利用率比率	C/A	17 %	18 %	19 %
人件費率	D/B	45 %	42 %	43 %
再委託費比率	E/B	22 %	26 %	20 %

・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。
 ・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、右欄には、次年度予算を記載する。

補足説明

4 事業評価

評価区分	評価項目	自己評価	所管評価	
① サービスの履行	人員体制	事業計画に則し、人員を過不足なく配置している。	B	B
		事業計画に則し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	法令順守	法令・条例等に基づき、必要な点検・報告を行っている。	B	B
	外部委託	外部委託に際し、適切に業者を選定し、業務指導を行っている。	B	B
	個人情報保護	個人情報保護に関する条例を順守し事故防止対策を講じている。	B	B
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	B	B
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	B	B
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	B	B
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	B	B
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	B	B
		市との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	B	B
	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	B	B
緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。		B	B	
緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。		B	B	
財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	B	B	
総括	【業務の実施体制】に関する評価】	B	B	
② サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	B	B
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免等の受付業務を適切に行っている。	B	B
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	B	B
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	B	B
	事業運営	事業計画に則し、必須事業を実施している。	B	B
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	B	B
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	B	B
	維持管理	管理運営基準等に従い、施設の維持管理を適切に行っている。	B	A
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	B	A
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	B	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	B	B
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	B	B
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	B	B
要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。		B	B	
事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	B	B	
提案事項	各種提案事項について、市と協議し、検討を行っている。	B	A	
利用状況	利用者数等は、目標に対し妥当な水準である。	B	B	
総括	【業務の内容・水準】に関する評価】	B	B	
③ 安定性	経理事務	適切に経理事務を行っている。	B	B
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	B	B
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	B	B
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	B	B
	総括	【経費の収支等】に関する評価 【標準4項目/本施設4項目】	B	B

<p style="text-align: center;">所見 (成果、課題等)</p>	<p>【自己評価】 利用率の指標である入館者数は、5月から9月にかけての大雨や台風、夏の猛暑等天候不順により昨年の同時期に比べて大幅に減少した。入館者数は赤穂城跡への訪問者など観光客の動向に大きく左右されることから、館としても観光客が増加するようPRや情報発信に努める。</p>		
	<p>【所管評価】 館の適切な維持管理に加え、積極的な情報発信や年始の開館等により来館者増に努めている。特集展示や展示替え、ミュージアムグッズの制作を定期的に行っているほか、各種メディアに対する忠臣蔵関係等の赤穂市の窓口としての対応も適切に行った。平成30年度は特別展を開催していないが、開館30周年記念事業への準備作業や、義士シアター更新の監修作業に取り組んだ。ホームページやSNSを活用した多角的な情報発信も検討し、引き続き来館者増を図るとともに適切な館の維持管理に努められたい。</p>		
前年評価	—	総合評価	B

※評価基準

A	優良	基協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。